

カードローン取引規定（Web 完結用） R6.6.6 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 8 条（取引期限等） 本取引による取引期限等については商品毎に以下の通りとします。</p> <p>【教育カードローンの場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の期限は、申込サイトの契約同意の際に定めた契約期限（借入教育資金対象者の卒業年月の翌月 10 日）のとおりとします。ただし借入教育資金対象者が大学院進学や留年等により卒業年月が延長となった場合は、在学期間最長 6 年の間で契約期限の延長が可能です。取扱店窓口へ申し出てください。 2. 契約期限が到来した場合は次のとおりとします。 <p>【省略】</p> <p>②借主は、契約期限の日までに本取引による<u>債務全額の返済を行うか、または証書貸付（万円単位未満の端数は返済する）に切り替えるものとし、切り替え後はこの</u>取引は当然に解約されるものとします。</p> <p>【省略】</p> <p>⑤借主は、専用カードを銀行に返却します。</p> <p>【ハウスカード・ネオ、Web カードローンの場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の期限は、契約日の 1 年後の応答日が属する月の 10 日とします。 2. 取引期限までに借主もしくは銀行からの意思表示がない場合には、取引期限は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、借主が取引期限までに満 66 歳となった場合には取引期限の延長はできず、取引期限日の翌日をもって本取引は当然に解約されるものとします。 <p>【省略】</p>	<p>第 8 条（取引期限等） 本取引による取引期限等については商品毎に以下の通りとします。</p> <p>【教育カードローンの場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の期限は、申込サイトの契約同意の際に定めた契約期限（借入教育資金対象者の卒業年月の翌月 10 日）のとおりとします。ただし借入教育資金対象者が大学院進学や留年等により卒業年月が延長となった場合は、在学期間最長 6 年の間で契約期限の延長が可能です。取扱店窓口へ申し出てください。 2. <u>前項</u>の契約期限が到来した場合は次のとおりとします。 <p>【省略】</p> <p>②借主は、契約期限の日までに、本取引による<u>債務全額について返済を行うか、または証書貸付（万円単位未満の端数は返済する）に切り替えた上で同証書貸付に基づく借入金をローン口座に直接入金することにより本取引による残債務の返済にあてるものとし、これにより本取引による債務全額の返済が行われた時点で本</u>取引は当然に解約されるものとします。</p> <p>【省略】</p> <p>⑤借主は、専用カードを銀行に返却<u>または銀行が認める方法により借主が専用カードを破棄するもの</u>とします。</p> <p>【ハウスカード・ネオ、Web カードローンの場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の期限は、契約日の 1 年後の応答日が属する月の 10 日とします。 2. <u>前項</u>の取引期限までに借主もしくは銀行からの意思表示がない場合には、取引期限は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、借主が取引期限までに満 66 歳となった場合には取引期限の延長はできず、取引期限日の翌日をもって本取引は当然に解約されるものとします。 <p>【省略】</p>

カードローン取引規定（Web 完結用） R6.6.6 新旧対照表

<p>第 14 条（自動引落し）</p> <p>1. 第 12 条による約定返済等および保証料の支払いは、返済口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし返済口座の残高が約定返済等（損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの）に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。</p> <p>【省略】</p> <p>第 17 条（減額・中止・解約等）</p> <p>1. 第 15 条第 1 項もしくは第 2 項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員等もしくは第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、第 16 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第 16 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。</p> <p>【追加】</p> <p><u>2.</u> 返済口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。</p> <p><u>3.</u> 本取引が終了し、または解約された場合には、借主は直ちに当座貸越元利金の全額を支払います。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。</p> <p><u>4.</u> 借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を含む貸越残高がない場合は、相続人の了解および通知することなしに解約できるものとします。</p> <p><u>5.</u> 本取引が終了しまたは解約された場合には、専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により借主が専用カードを破棄するものとします。</p>	<p>第 14 条（自動引落し）</p> <p>1. <u>第 8 条に定める契約期限または取引期限の到来に伴う残債務の返済、ならびに</u>第 12 条による約定返済等および保証料の支払いは、返済口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし、<u>第 12 条による約定返済等または保証料の支払いについては、</u>返済口座の残高が約定返済等（損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの）に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。</p> <p>【省略】</p> <p>第 17 条（減額・中止・解約等）</p> <p>1. 第 15 条第 1 項もしくは第 2 項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員等もしくは第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、第 16 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第 16 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。</p> <p><u>2. 借主はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。</u></p> <p><u>3.</u> 返済口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。</p> <p><u>4.</u> 本取引が終了し、または解約された場合には、借主は直ちに当座貸越元利金の全額を支払います。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。</p> <p><u>5.</u> 借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を含む貸越残高がない場合は、相続人の了解および通知することなしに解約できるものとします。</p> <p><u>6.</u> 本取引が終了しまたは解約された場合には、<u>ローン口座は自動的に解約されるものとし、借主は、</u>専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。</p>
---	---